

○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（税効果会計に関する注記）</p> <p>第十五条の五 「略」</p> <p>2 繰延税金資産の算定に当たり繰延税金資産から控除された額（以下この条において「評価性引当額」という。）がある場合には、次の各号に掲げる事項を前項第一号に掲げる事項に併せて注記しなければならない。</p> <p>一 当該評価性引当額</p> <p>二 当該評価性引当額に重要な変動が生じた場合には、その主な内容</p> <p>3 第一項第一号に掲げる事項に繰越欠損金（法人税等に係る法令の規定において繰越しが認められる期限（第一号において「繰越期限」という。）まで繰り越すことができる欠損金額（法人税等に係る法令の規定に基づき算定した各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額が当該事業年度の益金の額を超える場合における</p>	<p>（税効果会計に関する注記）</p> <p>第十五条の五 「同上」</p> <p>2 繰延税金資産の算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合には、当該金額を前項第一号に掲げる事項に併せて注記しなければならない。</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p>

るその超える部分の金額をいう。)をいう。以下この項において同じ。)を記載する場合であつて、当該繰越欠損金が重要であるときは、次の各号に掲げる事項を併せて注記しなければならない。

- 一 繰越期限別の繰越欠損金に係る次に掲げる事項
- イ 繰越欠損金に納税主体ごとの法定実効税率を乗じた額
- ロ 繰越欠損金に係る評価性引当額
- ハ 繰越欠損金に係る繰延税金資産の額
- ニ 繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上している場合には、当該繰延税金資産を回収することが可能と判断した主な理由

4||  
「略」

(各資産の範囲)

第二十二条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の二まで、第二十二条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第二十二条第八号及び第二十七条第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と、財務諸表等規則第三十一条第四号中「前払年金費用」とあるのは「退職給付に係る資産」と読み替えるものとする。

(流動資産の区分表示)

第二十三条 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い

3||  
「同上」

(各資産の範囲)

第二十二条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の三まで、第二十二条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の五まで及び第三十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第二十二条第八号及び第二十七条第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と、財務諸表等規則第三十一条第四号中「前払年金費用」とあるのは「退職給付に係る資産」と読み替えるものとする。

(流動資産の区分表示)

第二十三条 「同上」

、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

「一〇七 略」

「号を削る。」

八〃 「略」

2 「略」

3 第一項第八号に掲げる項目に属する資産のうち、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

4 「略」

(各負債の範囲)

第三十六条 財務諸表等規則第四十七条から第四十八条の三まで及び

第五十一条から第五十一条の四までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。

(流動負債の区分表示)

第三十七条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第六号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が

「一〇七 同上」

八〃 繰延税金資産

九〃 「同上」

2 「同上」

3 第一項第九号に掲げる項目に属する資産のうち、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

4 「同上」

(各負債の範囲)

第三十六条 財務諸表等規則第四十七条から第四十八条の四まで及び

第五十一条から第五十一条の五までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。

(流動負債の区分表示)

第三十七条 「同上」

負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

「一〜四 略」

「号を削る。」

五|| 「略」

六|| 「略」

七|| 「略」

八|| 「略」

「2・3 略」

4 第一項第五号の引当金は、当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、その金額が少額なもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

5 第一項第八号に掲げる項目に属する負債のうち、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

(繰延税金資産又は繰延税金負債の表示)

第四十五条 第三十条第一項第三号に掲げる繰延税金資産と第三十八条第一項第四号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、異なる納

「一〜四 同上」

五|| 繰延税金負債

六|| 「同上」

七|| 「同上」

八|| 「同上」

九|| 「同上」

「2・3 同上」

4 第一項第六号の引当金は、当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、その金額が少額なもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

5 第一項第九号に掲げる項目に属する負債のうち、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

(繰延税金資産又は繰延税金負債の表示)

第四十五条 第二十三条第一項第八号に掲げる繰延税金資産と第三十七条第一項第五号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、異なる

税主体に係るものを除き、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。

2 第三十条第一項第三号に掲げる繰延税金資産と第三十八条第一項第四号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、異なる納税主体に係るものを除き、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。

様式第四号

【連結貸借対照表】

(単位：円)

	前連結会計年度 (平成 年 月 日)	当連結会計年度 (平成 年 月 日)
資産の部		
流動資産		
[略]		
原材料及び貯蔵品	×××	×××
その他	×××	×××
流動資産合計	×××	×××
固定資産		
[略]		
繰延資産		
[略]		

様式第四号

【連結貸借対照表】

(単位：円)

	前連結会計年度 (平成 年 月 日)	当連結会計年度 (平成 年 月 日)
資産の部		
流動資産		
[同左]		
原材料及び貯蔵品	×××	×××
繰延税金資産	×××	×××
その他	×××	×××
流動資産合計	×××	×××
固定資産		
[同左]		
繰延資産		
[同左]		

資産合計	×××	×××	資産合計	×××	×××
負債の部			負債の部		
流動負債			流動負債		
[略]			[同左]		
未払法人税等	×××	×××	未払法人税等	×××	×××
[略]			繰延税金負債	×××	×××
[略]			[同左]		
流動負債合計	×××	×××	流動負債合計	×××	×××
固定負債			固定負債		
[略]			[同左]		
負債合計	×××	×××	負債合計	×××	×××
純資産の部			純資産の部		
[略]			[同左]		
負債純資産合計	×××	×××	負債純資産合計	×××	×××
(記載上の注意)			(記載上の注意)		
[1.・2. 略]			[1.・2. 同左]		

備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。